

宍粟市環境基本計画（第3次）案及び宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）案 議会意見に対する回答

○ 現状と課題の整理、計画策定の視点

番号	計画頁等	意見・理由	計画案の修正の有無	意見に対する市の考え方
1	P20 現状と課題 の整理	<p>【意見】 社会情勢①から④に対する宍粟市の現状と課題を整理すべきだと考える。前期計画の検証がどのようにされたのか、検証結果の記載が見られない。</p> <p>【理由】 検証結果に対する課題や世界情勢等と宍粟市の課題をリンクさせていく必要がある。</p>	有	<p>計画策定にかかる宍粟市環境審議会において、前計画の達成状況及び社会情勢等を検証することにより、課題等を整理し計画案を作成しております。しかしながら、前計画の達成状況等に関する記述が不十分でしたので、別紙のとおり記述を追加します。【別紙1】</p>
2	P21 計画策定 の視点	<p>【意見】 視点に（8）として次世代に引き継ぐ、景観形成や育成の取組みを記述すべきではないか。</p> <p>【理由】 優れた都市・農村空間を残していく取組みが必要では。例えば、山崎地区景観形成地区など（彩の森は相応しくない）</p>	有	<p>ご意見のとおり、豊かな自然環境や農村環境を次世代に引き継ぐ視点をもって計画案を作成し、森林環境の保全、耕作放棄地対策、空き家対策、環境教育等に取り組むとしておりますので、計画策定の視点に下記の記述を追加します。</p> <p>理由に記載があります、山崎地区景観形成地区は、都市計画区域内における市街地・農地の維持・保全について、土地利用や都市整備等の都市づくりの方針を示した宍粟市都市計画マスタープランを2022年3月に策定予定としております。また、彩りの森づくり事業は、自治会等に制度を活用いただき、地域主体の里山保全の取組として、継続して取り組みます。</p> <p>（8）豊かな自然環境等を次世代に</p> <hr/> <p>本市は、豊かな自然環境に恵まれており、市民等意識調査結果においても、自然環境の満足度・重要度が高く市民の誇りとなっています。豊かな自然環境や自然からの恵みを次世代に引き継ぐため、自然環境や農村環境の保全に取り組みます。</p>

○ 豊かな自然と共生したまちづくり

番号	計画頁等	意見・理由	計画案の修正の有無	意見に対する市の考え方
3	P43 目標指標	<p>【意見】農村環境の維持・多面的機能・中山間・環境保全型など直接支払制度を目標指標に</p> <p>【理由】前期計画をどのように検証したのか疑問である。従来通りの目標指標ではなく、気候変動や循環共生圏などを重視した指標にすべきと考える</p>	無	<p>ご意見の多面的機能等の支払制度は、耕作放棄地を防ぐための施策の1つとして実施しており、同制度や農地付き空き家制度・認定農業者制度等と併せて実施することにより、農業振興、耕作放棄地対策を総合的に進めていることから「耕作放棄田率」を目標指標としています。</p>

○ 地球温暖化対策

番号	計画頁等	意見・理由	計画案の修正の有無	意見に対する市の考え方
4	P26 基本施策名	<p>【意見】基本方針2、地球温暖化対策の推進の基本施策の修正が必要。1、「地域産再生可能エネルギーの創出と活用」に修正。</p> <p>【理由】再エネについては、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく施策展開を図る必要がある。</p>	無	<p>再生可能エネルギーの地域内における生産と消費の重要性については理解しておりますが、市内外での木質バイオマスの利用や市内での小水力発電の導入等、広く再生可能エネルギーの導入を促進していることから、「再生可能エネルギーの導入促進」としています。</p> <p>農山漁村再生可能エネルギー法については、同法に基づく計画策定及び協議会の設立等により、再生可能エネルギーの導入に関して、地域への貢献、窓口のワンストップ化や協議会の設置による地域の合意形成のスムーズ化等のメリットがありますが、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入については、「宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業」を実施しており、また「宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例」の制定により、地域への説明と施設基準の遵守を義務化していることから、現状においては同法による計画策定等は予定しておりません。今後、社会情勢等の変化により必要が生じた場合、策定を検討します。</p>
5	P57 目標指標	<p>【意見】地球温暖化対策・・・気候変動への対策、脱炭素社会の実現に向けた強い意思が伝わる表現や記述内容にしてほしい。</p> <p>【理由】2050年カーボンニュートラルをめざす意思を示すべき。</p>	無	<p>2050年カーボンニュートラルに向け、国は2021年10月に地球温暖化対策計画を改訂し、2030年度の目標を46%削減(2013年度比)としています。当計画においては、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入と併せ、市域の約90%を占める森林の森林整備等を進め、森林の持つ二酸化炭素吸収・固定による地球温暖化防止機能を発揮させることより、国の目標よりも高い48.1%削減を目標に設定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地球温暖化対策に取り組むとしています。</p>

6	P52～59 個別施策の追加	<p>【意見】省エネルギーの推進の個別施策に「森林整備による吸収源の確保」を追加。脱炭素な生活様式への転換を個別施策に追加</p> <p>【理由】森林整備による CO2 吸収或いはカーボン取引への施策展開が求められる。</p>	有	<p>「宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画」において、市内森林の二酸化炭素吸収量や森林整備による吸収効果と、「省エネルギーの推進」として脱炭素に向けた各主体の取組等について記載しています。しかしながら、宍粟市環境基本計画（第3次）案において、森林の地球温暖化防止機能に関する記述が不十分でしたので、記述を追加します。【別紙2】</p>
7	P57 目標指標	<p>【意見】再生可能エネルギー➡再生エネルギー創出と活用による CO2 削減量を目標指標に 省エネルギーの推進➡森林整備による CO2 吸収・固定効果を目標指標に</p> <p>【理由】前期計画をどのように検証したのか疑問である。従来通りの目標指標ではなく、気候変動や循環共生圏などを重視した指標にすべきと考えるまた、再生可能エネルギー自給率は見直して欲しい。</p>	無	<p>目標の「市内の二酸化炭素排出量」については、①再生可能エネルギーの導入と②省エネルギーの推進による二酸化炭素排出量の削減と③森林の二酸化炭素の吸収・固定効果を合わせ、二酸化炭素排出量の削減を目標としています。</p> <p>再生可能エネルギー自給率については、省エネルギーの推進による市内のエネルギー消費量の動向と、再生可能エネルギーの導入状況を把握するため、前計画から継続して目標指標としています。</p>

○ 資源が循環するまちづくり

番号	計画頁等	意見・理由	計画案の修正の有無	意見に対する市の考え方
8	P60～71 個別施策の追加 P69 目標指標	<p>【意見】基本方針3、資源が循環するまちづくりの基本施策の追加 2, 「バイオマスタウン」を追加。 ごみ減量化・資源循環➡食品ロス又はプラスチックごみ若しくはバイオマス資源化を目標指標に</p> <p>【理由】生ごみ、浄化槽汚泥、家畜糞尿、食品ロスなどの廃棄物ゼロへの取組みをめざすべきと考える。</p>	無	<p>市内から排出される廃棄物は、近隣市町との共同により処理施設を設置・運営することにより、処理と資源化を実施しています。廃棄物をバイオマスとして利用するためには、収集・回収方法の大幅な変更や施設の大規模な改修等を実施する必要があり、そのための財源確保や市民の方の理解、近隣市町等との調整が必要です。廃棄物のバイオマス利用については、どのような収集方法と処理方法が当市に適しているか、また費用対効果等について、先行事例等の調査・研究を進めるとしています。</p> <p>食品ロス及びプラスチックごみを目標指標にするためには、燃えるごみ等として処理される廃棄量を把握する必要がありますが、現状においては、参考値としての把握しかできないことから、ごみの減量化やリサイクルの推進の進捗状況を確認するため、市民1人1日当たりのごみの排出量とリサイクル率としています。</p>

○ 環境意識の向上による環境にやさしいまちづくり

番号	計画頁等	意見・理由	計画案の修正の有無	意見に対する市の考え方
9	P85 個別施策 の追加	<p>【意見】基本方針5、環境意識の向上による1、環境を学ぶ機会の創出 個別施策①環境教育・学習の推進に「生涯にわたる環境学習の推進」及び「幼少期からの環境学習の取組み」を追加。</p> <p>【理由】環境問題は、幼児期から学習することと生涯にわたり生活文化として根付かせるべき課題であると考えます。</p>	無	<p>ご意見のとおり、環境意識の向上のためには生涯にわたる環境教育・学習が必要であることから、基本方針5 環境意識の向上による環境にやさしいまちづくりに下記のとおり記載しています。</p> <p>① 環境教育・学習の推進</p> <p>地球温暖化やプラスチックごみの海洋汚染等の環境問題の解決や、豊かな自然環境や良好な生活環境を保全するためには、すべての人が社会の課題を自らの課題として捉えるとともに、生活する地域への愛着が必要です。また、環境にやさしいライフスタイルを推進するためには、子どもから大人までのあらゆる世代が、環境に関心を持ち続けていくことが大切です。学校から地域に至るまでの様々な場面に合った環境教育・学習を推進します。</p>

○ その他

番号	計画頁等	意見・理由	計画案の修正の有無	意見に対する市の考え方
10	計画全般	<p>【意見】全体的に抽象論が多く、何をめざすのか、何に取り組むのか市民が理解できない。市民・事業者のアクションプランも抽象的。このため、市民・事業者には、場面的取組事例（例、買い物時、家の中で、職場内で、外出時などにどのような取組みをしてほしいか）を記載することで、本計画を目標に市民等の環境意識を高められるのではないかと考える。</p> <p>【理由】市民・事業者の行動プランを具体的に記載していくことで効果が図れると考える。</p>	無	<p>当計画は、自然環境、公害、地球温暖化対策等の多岐に亘る環境分野を総合的に展開するための基本的な計画として策定します。当計画記載の目標や取組に沿って具体の事業を展開していきます。</p> <p>地球温暖化対策をはじめ、計画を推進するためには、市民・事業者・各種団体の協力が不可欠ですので、自然環境保全の大切さや各主体における行動について、広報の記載やリーフレットの作成等を検討します。</p>